

鳥取県緊急支援金(死亡・重傷病支援)

概要	殺人や傷害などの犯罪行為により、生命、身体に被害を受けた方のご遺族及び被害者の方、被害後に直面する経済的な負担の軽減を図るため、緊急支援金を交付します。 ※令和8年4月1日以降に発生した犯罪による被害に限ります
要件	・犯罪発生時に鳥取県内に住んでいたこと ・被害にあった事実が被害届の受理等により確認できること ・犯罪による被害を受けた日から1年以内であること
内容	亡くなられた場合 100万円 交付対象者:鳥取県内在住の第1順位ご遺族 (以下の①～⑪のうち、最も数字の小さい方) (1) ①配偶者(事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む) (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の ②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹 (3) (2)に該当しない犯罪被害者の ⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹 ※第1順位遺族が申請しない場合、第2順位以降の遺族は申請をすることができません
	重傷病を負った場合 1月以上3月未満 30万円 3月以上 50万円 交付対象者:犯罪行為による負傷又は疾病(精神疾患を含む)で、治療に要する期間が1か月以上と医師に診断される重傷病を負った鳥取県内在住の犯罪被害者
対象外	・他の公的な機関の同様の制度による支援を受けている場合 ・被害者と加害者が親族関係にある場合 ・犯罪行為を誘発、又はその責めに帰すべき行為があった場合 ・被害者又は遺族が暴力団員等である場合 ・その他の事情から判断して、支援を行うことが社会通念上適切でないと思われる場合

制度の利用にあたっては面接相談が必要になります
まずは電話にてお問合せください

鳥取県犯罪被害者総合サポートセンター

☎ 0120-00-0325 受付時間 9:00~17:00(平日)